



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟しも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
 は凡て本欄に於て紹介す  
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

### 質疑應答

**問** 土地區劃整理を執行するに方り人の居住する家屋の移轉を強制することを得るや御教示を乞ふ。  
(靜岡縣 M N 生)

**答** 土地區劃整理に就ては都市計畫法第十二條の規定に依り耕地整理法の規定を準用してゐるから、先づ人の居住する土地を耕地整理地區に編入することが出来るや否を見なければならぬ、同法第四十三條に依れば建物ある宅地は、土地所有者關係人及建物に付登記したる権利を有する者に同意を得たときに限り、地區に編

入することが出来ることゝ爲つてゐる、詰り原則としては地區に編入することを許さないが、同意に依つて編入することが出来るのである、此規定に従つて地區に編入した以上は、同法第二十七條の規定に依つて其の家屋を移轉することが出来る、聞く所に依ると農林省あたりの役人は同意がなければ移轉することが出来ないと解釋してゐるらしいが、併し夫れば地區編入の場合に同意を必要としたと言ふことに依つて、其の土地は特別の取扱を受くべきで無い、若し特別の取扱をするに在りとせば、法は何等かの特別規定を必要とするに拘はらず、其の規定の存せぬ以上は、普通の地區に在る物件と同一に法第二十七條の適用を受くるのである。(田中幹事)

**問** 道路法第六十七條の規定に依り道路占用の權利を得たるものあるとき道路管理者が同法第二十八條第三項に依り新たな處分として占用料を徴收するは違法なりや。

(奈良市役所)

**答** 質問の要旨は道路法施行前に於ける道路の占用に就て、今日新たに道路占用料を徴收することが出来るかと言ふ質問と解してお答へする、道路の占用料を徴收することは占用の許可承認あつたことを前提とするのであるが、其の許可承認をすることゝ占用料

を徴收することゝは別個の行爲である、従つて占用處分後無償占用を有償占用に又有償占用を無償占用に變更することが出来る。

故に質問の占用は道路法施行前の占用ではあるが、法第六十七條に依つて合法的に許された占用であるから、之に對し占用料を徴收するのは違法でない。(田中幹事)

**問** 道路の修繕工事の執行を目的とする財團法人の寄附行爲を變更するに就ては主務官廳の許可を必要とするや御教示を乞ふ。(東京) (S T 生)

**答** 財團法人の設立には寄附行爲あることを要件とし、其の寄附行爲はさながら社團法人の定款と同様なるものであるが、社團法人に於ける定款の變更に就ては民法第三十八條第二項は主務官廳の認可を受くるに非ざれば其の變更の効力を生じない旨を規定してあるに拘はらず、寄附行爲の變更に就ては何等規定しない、従つて寄附行爲を變更することを得るや否やに就て學者間議論の存する所である。

積極論者の説明する所に依れば、財團法人の寄附行爲は法人の基礎を爲すものであるが故に、原則としては變更すべきものではないが、其の基礎を破壊し又は變更せざる範圍に於て變更し得べきは、實際生活に適應するのみならず、法に之を禁止すべき規定

がないから些少なる事項は當然變更することが出来ると言ふのである。

積極論者の説明する所に依れば、寄附行爲が一旦其の効力を生じ法人設立された以上は寄附行爲は夫れて完結し、其の後に於て變更等の問題を生ずる性質のもので無い、其の理由として社團法人定款の變更に就ては明文あるに拘はらず寄附行爲の變更に就ては何等規定がない、加之社團法人に在りては設立者は社員として法人と關係を繼續するが故に、社員多数の意思に依つて定款を變更するは設立者自ら定款を變更するものと見ることが出来るが、財團法人に在りては設立者は法人の成立と共に關係を絶つが爲に後に至つて之を變更すれば設立者の意思に戻ることゝ爲るが故に、變更を許すべきでないと言ふのである。

以上の兩説あるが、寄附行爲に於て其の變更を許した場合に於ても、尙後説に従ふときは實際生活に適合しない、否な設立者の意思に反することゝ爲るから、寄附行爲を以て變更すべきことを定めた場合は變更を許すべきものと解せなければならぬ、此場合に於ては主務官廳の許可を受くべき規定がないから法人自ら之を變更するを得べきものと解するのである。(田中幹事)